

ケアハウスおでんせ特定施設入居者生活介護利用料・その他の費用

2024. 6. 1

- 1 介護保険給付サービス料金、2 その他の介護保険給付サービス、3 その他の利用料、
4 盛岡市長が定める額の生活費等

1 介護保険給付サービス料金（利用者負担割合が1割の場合の自己負担額）

	基本料金	夜間看護体制加算 (Ⅱ)	機能訓練体制加算	合計
要支援1	183円/日	—	12円/日	195円/日
要支援2	313円/日	—	12円/日	325円/日
要介護1	542円/日	9円/日	12円/日	563円/日
要介護2	609円/日	9円/日	12円/日	630円/日
要介護3	679円/日	9円/日	12円/日	700円/日
要介護4	744円/日	9円/日	12円/日	765円/日
要介護5	813円/日	9円/日	12円/日	834円/日

2 その他の介護保険給付サービス料金（利用者負担割合が1割の場合の自己負担の額で、 該当者のみ加算）

入居継続支援 加算（Ⅱ）	22円/日	厚生労働大臣の定める施設基準に適合する施設として、行き届いた日常生活の支援を継続して行います
若年性認知症 入所者受入加算	120円/月	若年性認知症の方に適した介護サービスを行います
協力医療機関連携 加算（Ⅱ）	40円/月	協力医療機関と入所者等の現病歴等の情報共有を定期的に行います。
口腔・栄養スク リーニング加算	20円/回	6月ごとに栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報を文書で共有します
科学的介護推進体 制加算	40円/月	入居者のADL値、栄養状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出します
退院・退所時 連携加算	30円/日	医療提供施設を退院・退所して入居した場合、入居後30日間加算されます
退居時情報提供加 算	250円/回	医療機関へ対処する入居者に対して、入居者等の同意を得て、医療機関に対して必要な情報を提供します（1回限り）。
看取り加算（Ⅰ）	72円/日	死亡日以前31日以上45日以下の場合
	144円/日	死亡日以前4日以上30日以下の場合
	680円/日	死亡日以前2日・3日の場合
	1,280円	死亡日の場合

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 円/月	感染症対策に関する要件を満たす医療機関から、感染制御等の実地指導を定期的に受けます。
新興感染症等施設療養費	240 円/日	新興感染症等の発生時に、必要な体制を確保したうえで施設内療養を行います。(連続する5日を限度)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円/月	見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善を継続的に行い、効果に関するデータを提出します。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が7割以上の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が6割以上の場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬により算定した基本料金及び加算利用料金(処遇改善加算等を除く)の自己負担額の1,000分の128に相当する額	

3 その他の利用料(介護保険給付の対象外のため、次の負担が必要です)

個人の希望による外出介助、協力医療機関以外の通院介助		1,000 円/回
一般的な日用品以外の買い物代行		1,000 円/回
標準的な回数（標準は週 2 回）を超えて介助により入浴を行う場合		2,000 円/回
預り金管理料		100 円/日
衣類、化粧品、嗜好品等の日用品一般		実費
おむつ代		実費
クリーニング代		実費
医療費、インフルエンザ予防接種代、健康診断費用		実費
杖、シルバーカー、車椅子など、個人で使用する福祉用具		実費（レンタル 斡旋あり）
理容美容代		実費
レクリエーション、クラブ活動	工作等を行う場合の材料費	実費
	屋外行事の際の食事代等	

ケアハウスおでんせ特定施設入居者生活介護 盛岡市長が定める額の生活費等料金表

(単位：円)

対象収入による 階 層 区 分		生活費 (冬季加算)	サ ー ビ ス の 提 供 に 要 す る 費 用	居住に要する費用			合算額		
				管理費	家賃		A・B タイプ (冬季利用料)		C タイプ (冬季利用料)
					A・B タイプ	C タイプ			
1	1,500,000 以下	44,810 (6,630)	10,000	11,000	23,500	31,200	89,310 (95,940)	97,010 (103,640)	
2	1,500,001 ～1,600,000	44,810 (6,630)	13,000	11,000	23,500	31,200	92,310 (98,940)	100,010 (106,640)	
3	1,600,001 ～1,700,000	44,810 (6,630)	16,000	11,000	23,500	31,200	95,310 (101,940)	103,010 (109,640)	
4	1,700,001 ～1,800,000	44,810 (6,630)	19,000	11,000	23,500	31,200	98,310 (104,940)	106,010 (112,640)	
5	1,800,001 ～1,900,000	44,810 (6,630)	22,000	11,000	23,500	31,200	101,310 (107,940)	109,010 (115,640)	
6	1,900,001 ～2,000,000	44,810 (6,630)	25,000	11,000	23,500	31,200	104,310 (110,940)	112,010 (118,640)	
7	2,000,001 ～2,100,000	44,810 (6,630)	30,000	11,000	23,500	31,200	109,310 (115,940)	117,010 (123,640)	
8	2,100,001 以上	44,810 (6,630)	33,427	11,000	23,500	31,200	112,737 (119,367)	120,437 (127,067)	

注記

- 1 1 か月の利用料は、盛岡市長が定める「対象収入による階層区分」別の額の生活費及びサービスの提供に要する費用（事務費）、居住に要する費用（管理費及び家賃）の合算額となります。
- 2 自室における使用する水道、電気、電話等の利用料は、自己負担になります。
- 3 付記
 - (1) 生活費欄の()内は、11 月から 3 月までの冬期加算となります。
 - (2) 対象収入による階層区分欄は、前年の収入から税金、医療費、社会保険料等を控除した額となります。
- 4 入居時に保証金として 30 万円をお預りいたします。保証金は、退居時に必要な居室内の清掃、修繕等に要する経費に充当し、残額はお返しいたします。また、利用料の支払いが遅延した場合にも、充当させていただきます。
なお、不足額が発生した場合は、差額をお支払いいただきます。
- 5 利用料金は、盛岡市長の定める額の改定又は物価の変動等により、改定することがあります。